

大和市告示第159号

大和市不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年11月9日

大和市長 大 木 哲

大和市不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市不育症治療費助成事業実施要綱（平成23年大和市告示第167号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「要綱は」の次に「、不育症治療に係る経済的負担を軽減し、もって少子化対策の充実に資するため」を加え、「こと（以下「助成」という。）により、その経済的負担を軽減し、もって少子化対策の充実に資することを目的」を「事業の実施に関し、必要な事項を定めるもの」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「よる申請」の次に「（以下「申請」という。）」を加え、同条第4号中「第6条の規定による」を削る。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、神奈川県不育症検査費用助成金交付要綱（令和3年4月15日施行。以下「県要綱」という。）による助成の決定を受けている場合は、当該医療費から当該決定を受けた助成金に相当する額を控除した額とする。

第5条中「医療費の範囲内」を「額」に改める。

第6条第1項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 大和市不育症治療医療機関等証明書

第6条第1項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 戸籍謄本又は戸籍抄本（申請者が配偶者と同一の世帯に属する場合を除く。）

(4) 県要綱による助成の決定を受けた者にあつては、県要綱第5条に規定する不育症検査費用助成承認決定通知書の写し

第6条第2項中「申請者」を「申請の期限」に、「支払い」を「支払」に、「以内に申請しなければならない」を「を経過する月の末日までとする」に改める。

第7条第1項中「申請者から前条第1項の規定による」を削り、「を受理した」を「があつた」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(暴力団等の排除)

第8条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第7条第1項の規定による決定を行わない。

別表中「第9条」を「第10条」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。